

送付6-5、6-13、陳情審査部分抜粋：
令和6年5月24日 議会運営委員会（未定稿）

○小野委員長 次に、②送付6-5、百条委員会の設置を求める陳情、③送付6-13、区が瑕疵のない真実を報告するよう指導を求める陳情書を一括して審査に入ります。

陳情書の朗読は省略させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。では、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思います。はい、こちらについても、また、6月12日にしっかり時間を取りたいと思います。本件陳情の取り扱いについては、いかがいたしましょうか。

〔「継続で」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい、継続審査でよろしいですね。承知いたしました。

それでは、送付6-5、百条委員会の設置を求める陳情、送付6-13、区が瑕疵のない真実を報告するよう指導を求める陳情書につきましては、継続審査とさせていただきます。